



2023年5月11日

各 位

会 社 名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 加賀谷 卓
(コード番号 1721 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 後藤 成人
(TEL: 03-3448-7100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月29日開催予定の当社第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 純粋持株会社としての企業経営における迅速で的確な意思決定及び監督機能の一層の強化等を目的として、現行定款第21条第1項について取締役（監査等委員である者を除く。）の員数の上限を13名以内から6名以内に、また、同条第2項について監査等委員である取締役の員数の上限を7名以内から6名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款第24条を変更し、取締役社長以外の取締役が議長になることを可能とするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第21条 本会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>13</u> 名以内とする。 2 本会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、 <u>7</u> 名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第21条 本会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>6</u> 名以内とする。 2 本会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、 <u>6</u> 名以内とする。

現行定款	変更案
<p>(招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 2023年6月29日(木)

以上